

町が実施する補助事業・交付金助成事業の 申し込みを受け付けています

協働のまちづくり まちづくり事業支援交付金制度

申込期間：5月2日まで

まちづくり事業支援交付金ってなに？

町内の各団体等が行う事業や活動に対し、町から交付金を交付します。

地域づくり、ボランティア団体等の育成事業や地域振興のためのイベント事業、地域文化の継承・活用のための事業など、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対し、ソフト事業とハード事業における支援制度です。

申込み・問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ☎②2514

対象事業

ソフト事業	ハード事業
①地域づくり、ボランティア団体の育成に関する各種事業経費	①地域団体の活動に必要な備品整備
②地域振興のためのイベント事業経費	②地域防災施設整備
③地域文化の継承・活用のための事業経費	③地域会館の改修整備
④地域資源を活用した事業経費	④伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備
⑤NPO 法人設立における設立初年度の経費支援。また、設立後 3 年までの運営支援など	⑤観光振興に必要な施設整備や地元資源を活用した 6 次産業化のための施設整備

対象者 町内に住所を有する者を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体など

交付額 ソフト事業：上限は 50 万円・下限は 5 万円で、助成対象事業経費の 8/10 以内

ハード事業：上限は 500 万円・下限は 5 万円で、助成対象事業経費の 8/10 以内

アイディアでまちづくり 安平町地域ブランド化推進事業支援補助金

申込期間：5月2日まで

安平町地域ブランド化推進事業とは？

地域資源を活用した新たな商品の開発や商品化、宣伝普及活動等、安平町の地場産品の付加価値向上を目的に取り組まれる各種事業に対して町から補助金を交付する事業です。

申込み・問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ☎②2514

対象事業	・新たな商品の開発や商品化に関する事業 ・既にある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業
対象者	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所等を有する法人、または団体
補助額	・対象事業経費の 10/10 以内（上限 50 万円、下限 5 万円） ※ただし、イベント等への出店にかかる出店料、旅費、販売員経費の補助は、総事業経費の 40% まで。

申請方法 所定の申請書、計画書を作成のうえ、上記に提出してください。
※様式については、お問い合わせください。

決定方法 審査会での協議を経て補助の可否を決定します。（5月下旬予定）